# 第10回八街市農業委員会総会

平成27年10月19日八街市農業委員会

## 平成27年第10回農業委員会総会

平成27年10月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

## 1. 出席者

- 1. 内藤富夫
- 8. 高橋 猛
- 16. 日暮守信

- 2. 舩木勝利
- 9. 森 邦央
- 17. 石井とよ子

- 3. 岩品要助
- 10. 武藤 功
- 18. 鈴木勝雄

- 4. 池田寿男
- 11. 長谷川英雄
- 19. 保谷俊雄

- 5. 貫井正美
- 13. 中村勝行
- 20. 金子正弘

- 6. 林 和弘
- 14. 長野猛志
- 21. 中川利夫

- 7. 山本重文
- 15. 小川正夫
- 22. 三須裕司

## 2. 欠席者

12. 宇都木邦雄

## 3. 事務局

事務局長 醍醐文一

主 查 宮内清志

副 主 幹 菅沼邦夫

主 査 補 浅井久子

#### 4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 八街市農業委員会総会規則の一部改正について

#### 5. その他

報告第1号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届出について

#### 〇醍醐事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

#### 〇醍醐事務局長

それでは、ただいまより第10回八街市農業委員会総会を開催いたします。 初めに、会長よりご挨拶をお願いします。

#### 〇三須会長

平成27年第10回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

先日、16日のブロック別研修会に引き続き、大変忙しい中、委員多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

昨日ですか、秋本代議士が見えまして、TPP交渉の一部分の豆類、コンニャク、お茶等の合意内容の書類を参考にまでということで配付されましたので、皆さんのテーブルにお配りしてあると思います。当市で関係あるのは、落花生ですね。そのほかは関係ないと思いますが、とりあえず代議士が参考にするということで置いていきましたので、配付しております。よろしくお願いします。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条、本体で10件、農地利用集積 計画の承認について11件、八街市農業委員会総会規則の一部改正について1件、報告案件 1件、合わせまして総件数23件が提出されております。慎重審議をお願いし開会の挨拶と いたします。

ただいまの出席人数は21名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は 成立しました。

なお、宇都木委員より欠席の届け出がありましたので報告いたします。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。

#### 〇醍醐事務局長

それでは、会務報告ということでご報告申し上げます。

9月24日木曜日、午前10時から転用事実確認現地調査を市内で実施、これには中川副会長、池田委員、宇都木委員に出席いただいています。

また、同日午後1時半から、八街市農業経営基盤強化促進協議会が第1会議室で行われ、 三須会長自身が出席しております。

10月に入りまして6日金曜日、午前10時半から転用事実確認現地調査を市内で実施、 これには三須会長、貫井委員、中村委員が出席しております。

10月14日水曜日午前10時から、部会の現地調査を市内で、また同日午後2時から、 部会の面接調査を実施、これには三須会長、岩品委員、石井委員、小川委員、高橋委員が出 席しています。

また、10月16日金曜日午前10時から、先ほど会長からお話がありましたように、農業委員会のブロック別研修会がふれあいプラザさかえで、三須会長並びに各委員の方にも参加いただき実施いたしました。

## 〇三須会長

次に、議事録署名人の選出についてでございますが、議長からの指名することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号9番、森委員、11番、長谷川委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番を議題といたします。

事務局、説明願います。

#### 〇菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

1及び2については、所在と面積以外の区分、地目、権利者事由、義務者事由が同じでありますので、番号2は所在と面積のみといたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字榎台、地目、畑、面積3,849平方メートルのうち548.20平方メートル、権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本件は、議案第2号、1番に関連しております。

番号2、所在、八街字鴫沢台、面積427平方メートルで、議案第2号、3番に関連しております。

#### 〇三須会長

1番につきましては議案第2号、1番と、2番につきましては議案第2号、3番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後、採決いたします。

次に、議案第1号、3番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

## 〇菅沼副主幹

番号3、区分、売買、所在、八街字笹引、地目、畑、面積280平方メートル、権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地取得したが、年齢的に農業を行うことが困難ため売却したい。

#### 〇三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

3番について、岩品副部長、お願いいたします。

## 〇岩品副部長

議案第1号、3番に係る調査報告を行います。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南に約3キロメートル、四木入り口交差点右

側に位置し、進入路は確保されております。境界は特定されています。現況は、農地とし管理されております。今後、耕作する上で何ら問題ないものと思われます。権利者は、現在、植木業を営んでいます。申請地は権利者所有の農地と住居に隣接しております。

次に、農地法第3条第2項に適合するか否かについて報告をいたします。

権利者の所有する農業機械は、トラック 5 台、パワーショベル 2 台、チェーンソー 2 台です。労働力は、権利者が年間 1 5 0 日、定雇いが 6 0 日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の 5 0 アールをクリアしております。現在所有する農地は、全て耕作されており、過去 3 年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は、農地法第3条第2項の許可基準を全て満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

#### 〇三須会長

担当委員の調査が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から6番までを議題といたします。

事務局、説明願います。

#### 〇宮内主査

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字榎台地先、地目、畑、面積3,849平方メートルのうち0.33 平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備 用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農 型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備 計画において定められた農用地区域内にある農地に該当します。 なお、本件は議案第1号、1番に関連しております。

番号2、所在、榎戸字一本松地先、地目、畑、面積393平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号3、八街字鴫沢台地先、地目、畑、面積427平方メートルのうち0.28平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は、営農型太陽光発電設備用地です。 転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光 発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

なお、本件は、議案第1号、2番に関連しております。

番号4、勢田字込地先、地目、畑、面積231平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積462平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、農家住宅用地です。転用事由は、農業後継者の権利者が、結婚を機に実家隣接地に新居として農家住宅を建築するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号5、番号6は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号5、番号6、いずれも所在、山田台字山田台地先、地目、畑、面積330平方メートルです。区分は売買です。転用目的は、資材置場用地です。転用事由は、石材業を営む地権者が、当該申請地に隣接する既存の資材置場が手狭なため、当該申請地を資材置場として拡張するものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

#### 〇三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、鈴木部長、お願いします。

## 〇鈴木部長

それでは、議案第2号の1番を報告いたします。

立地基準ですが、申請地は八街北中学校から南へ約200メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針26ページ、アの①に該当する農振農用地です。しかし、申請地は営農型太陽光発電設備ということで、耕作が継続され、支柱部分の一時転用であることから、事務指針30ページの①の⑥の(ア)として例外的に認められます。

次に、一般基準ですが、耕作地の上空に設置するため、架台支柱が74本と引き込み支柱 1カ所の0.33平方メートルが一時転用であり、面積妥当と思われます。資金は、自己資金と借入金で賄う計画です。事業計画ですが、発電設備の構造は簡易的なスクリューの支柱 の架台を組み合わせ、高さ2、3メートルで設備の下での農作業に支障はないと思われます。 営農計画ですが、耕作物はダイカンドラで、雑草よけのグラウンドカバーの用途として販売 し、当面は耕作者の関係会社が取引先です。権利者と義務者と耕作者は異なることから、念 書によりお互いの責任について確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う 事業でありますので、本件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、議案第1号の1番ですけれども、地上権の件ですけれど、権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたしました。ただし、当該申請は第5条の一時転用に関連していることから、5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思いますので、最終決定については、会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で報告を終わります。

## 〇三須会長

次に、2番は私の担当でございますので、私の方から報告させていただきます。

## 〇三須会長

それでは、議案第2号、2番について報告いたします。

申請地は、榎戸駅から東へ約1キロメートルに位置し、南側に市道に接しております。農地区分につきましては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、計画面積は393平方メートルで、ソーラーパネルは25.6キロワットであります。面積妥当と考えられます。資金につきましては自己資金であり、また、 隣接農地がありません。これらのことから、本案件は何ら問題ないのではないかと思います。 以上で報告を終わります。

#### 〇三須会長

次に、3番について、内藤副部長、お願いいたします。

## 〇内藤副部長

それでは、議案第2号、3番の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南東へ約500メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当することから、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、当申請は営農型太陽光発電設備ということで、耕作地の上空に設置するための支柱部分の一時転用です。資金は、借入金で賄う計画です。事業計画は、発電設備の構造は簡易的なスクリューの支柱に架台を組み合わせ、高さは約2メートルから3メートルで、設備の下での農作業に支障はないと思われます。営農計画は、耕作物はダイカンドラで、雑草よけのグラウンドカバーの用途として販売し、当面は耕作者の関係会社が取引

先です。権利者と義務者と耕作者は異なることから、念書によりお互いの責任について確約 をされています。

以上の調査結果から、本案件は、営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行われる事業でありますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、2番は、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は、5条、一時転用に関連していることから、5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思いますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

## 〇三須会長

次に、4番について、日暮委員、お願いいたします。

#### 〇日暮委員

議案第2号、4番について、調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より西へ約5キロメートルに位置し、八街市道より申請地に入る道路があり、進入路は確保されております。農地の区分ですが、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、農家住宅としての申請面積は462平方メートルであり、妥当と思われます。内容といたしまして、宅地が123平方メートル、駐車場が37.5平方メートル、農機具置場は30平方メートルです。既存の宅地は親の住居で、申請地に隣接しております。現在、アパートに住み兼業で農業を営んでいるが、このほど、結婚を機に3世代同居をしたいことや大型機械を置くことを考えると、現在の自宅は平家で部屋数も少ないということで、この事業計画をしたそうです。農機具はトラクター2台、耕運機2台、トラック2台、田植え機1台、草刈り機3台です。資金は、自己資金及び借入金で賄う計画となっております。申請地には、小作人など権利移転に対して支障となるものはありません。隣接する農地及び周囲に対する被害防除対策ですが、4段ブロックを積み、フェンスを設けて土砂など流出を防ぎ、日照、通風への悪影響を及ぼすおそれはないと思われます。事業計画ですが、敷地内は整地して砂利敷きとし、用水は既存の井戸水を利用、雨水は自然浸透及び雨水浸透桝を設けて宅地内処理、汚水・雑排水は合併浄化槽から埋設、排泄管を通じて道路側溝への放流をするそうです。防災計画ですが、建設資材などの搬入については通勤、通学時間を避け、工事中は周辺地域に迷惑がかからないようにするそうです。また、隣接所有者に確認したところ、説明を受けているということです。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに本案件は何ら問題ないと思われます。 以上で調査報告を終わります。

## 〇三須会長

次に、5番、6番については関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

森副部長、お願いします。

#### 〇森副部長

議案第2号、5番、農地法第5条の申請について報告します。なお、6番も関連しておりますので、一括して報告いたします。

立地基準ですが、当該申請地は市役所より南に約12キロメートル、沖入り口交差点より200メートルで市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分ですが、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため第2種農地と判断いたしました。権利者は、現在、石材業を営んでおり、資材置場が狭くなり、資材置場を拡張したいということです。土地選定理由ですが、自宅作業場の隣接のため、造成工事ですが、砕石を入れ、土砂の搬入はしない。防除計画ですが、ブロックを3段積みにし砕石を入れ、雨水は敷地内に浸透させる。面積について、60平方メートルで適当と思われます。資金については、自己資金で工事をするとのことです。

以上のことから、この件につきましては問題ないものと思われます。 以上で報告を終わります。

## 〇三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇三須会長

質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいた します。

(挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番についてを議題といたします。

この案件は部会案件です。農地部会第2班に担当していただきました。

班長の岩品副部長から報告をお願いいたします。

#### 〇岩品副部長

議案第2号、7番について報告します。

所在は、八街字笹引、地目、畑、申請面積3,421平方メートルのうち0.23平方メートルほか2筆、3筆の面積35.25平方メートルです。区分は一時転用です。本申請は、権利者が農業後継者として親名義の農地で農業を再開し、あわせて耕作を継続しながら農地の上部で営農型太陽光発電を行い、安定した収入を得たいというものです。

それでは、農地部会第2班の調査結果について報告します。

10月14日午前、現地調査、同日午後、面接調査を行いました。出席者は農地部会第2班と三須会長、事務局からは菅沼副主幹、吉岡主事補、申請人は権利者と代理人でした。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校西側約300メートルに位置し、市道に面しており進入路は確保されております。農地性としては、農業振興地域内にある第1種農地と思われます。ただし、事務指針30ページの①の⑥(ア)に該当する特例と判断いたしました。権利者は、現在、親の所有する農地が休耕地である農地を利用して、ブルーベリーを栽培し、3年後、摘み取り農園及び直売所の開設を計画しているそうです。また、圃場の上で太陽光発電をし、より安定した経営を目指すそうです。権利者は、過去に果樹栽培の経験もあり、その経験も活かせると考えているそうです。ブルーベリー栽培については、市内でブルーベリー農園を営んでいる人に栽培指導を受ける手はずを整えており、それに関しても承諾を得ているそうです。また、現在、農機具は所有していませんが、トラクター、パワーショベル等、必要なものは購入予定だそうです。作付計画は2,700坪に1年ごとに400本ずつ、3年間で1,200本植樹予定だそうです。太陽光発電設備は、アルミのタンカンを使用し、高さ2.8メートルから3.4メートルで、1.41平方メートルのパネルを1,

5 4 0 枚設置し、周りはフェンスで囲う計画となっております。資金につきましては、自己 資金と借入金にて賄う計画となっております。

次に、周辺農地への被害防除対策ですが、太陽光パネルは隣接地から4メートルセットバックして設置するため、日照は問題ないと思います。雨水、通風についても問題ないと思います。雑草対策には、ウッドチップを全面に敷き詰め、雑草の発生を抑えるとのことです。また、隣接農地所有者にも説明し、了解を得ているそうです。

また、確認事項として、1つ、一時転用期間は3年以内である。2つ、簡易的な構造で容易に撤去できる。3つ、営農への縮小、生産物の著しい劣化はしない。4つ、毎年の営農報告ができる。5つ、営農が適切でない場合は、撤去指導となる。これらのことを確認し了解してもらいました。

農地部会第2班としては、以上のことから許可相当と判断いたしました。 以上で調査報告を終わります。

#### 〇三須会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

## 〇三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

7番について、班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、1番の関連案件である議案第1号、1番について、担当委員の報告は 許可相当です。議案第1号、1番の最終決定につきましては、第5条、一時転用に関連して いることから、知事の許可処分にあわせて会長専決としてよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

#### 〇三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第2号、3番の関連案件である議案第1号2番についての担当委員の報告は許可相当です。議案第1号、2番の最終決定については、5条、一時転用に関連していることから、知事の許可処分にあわせて会長専決としてよろしいかお諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

## 〇三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

それでは、ここで10分ほど休憩をいたします。

休憩 午後4時04分 再開 午後4時19分

## 〇三須会長

それでは、休憩前に戻り会議を始めます。

議案第3号、農地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

## 〇菅沼副主幹

それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成27年10月9日付で八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、平成27年度第7次農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字松ヶ久保、地目、畑、面積4,079平方メートルほか1筆、計2 筆の合計面積6,260平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号2、所在、用草字西ノ辺田、地目、田、面積1,387平方メートルほか1筆、計2 筆の合計面積2,066平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号3、所在、用草字坊田、地目、田、面積2,415平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は5年、新規です。

番号4、所在、用草字谷流台、地目、畑、面積1,266平方メートル、利用権の種類は 使用貸借、期間は5年、新規です。

番号5、所在、沖字西沖、地目、畑、面積2,016平方メートルほか6筆、計7筆の合計面積1万3,835平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は3年、新規です。

番号6、所在、四木字東四木、地目、畑、面積1,983平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,421平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は2年、再設定です。

番号7、所在、八街字追分台、地目、畑、面積5,000平方メートル、利用権の種類は 賃貸借、期間は3年、再設定です。

番号8、所在、八街字富山、地目、畑、面積2,677平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は6年、新規です。

番号9、所在、東吉田字平井、地目、畑、面積3,011平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,175平方メートル、利用権の種類は使用貸借、期間は6年、新規です。

番号10、所在、八街字笹引、地目、畑、面積1万777平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2万1,969平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は3年、再設定です。

番号11、所在、沖字西沖、地目、畑、面積930平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積9,335平方メートルのうち8,766平方メートル、利用権の種類は賃貸借、期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から11までの案件については、農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

#### 〇三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、議案第3号につきましては承認することに決定いたします。 次に、議案第4号、八街市農業委員会総会規則の一部改正についてを議題といたします。 事務局、説明願います。

#### 〇菅沼副主幹

それでは、議案第4号、八街市農業委員会総会規則の一部改正について、ご説明いたします。

本年8月28日、国会において、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が可決、成立し、農業委員会等に関する法律の一部改正が9月4日に公布されたことに伴い、規則の一部を改正するものです。

なお、今回の改正の主な内容でございますが、総会の成立に係る部分で規則第6条中、第24条第1項を第31条第1項に改正するもので、平成28年4月1日から施行いたします。 以上で議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

#### 〇三須会長

挙手全員でありますので、議案第4号につきましては承認することに決定いたします。 次に、報告第1号、農地法第3条第1項第1号の規定による農地転用の届け出について、 事務局、説明願います。

## 〇宮内主査

それでは、報告第1号、農地法第5条第1項第1号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字立会松南地先、地目、畑、面積9,484平方メートルのうち902.07平方メートルです。目的は資材置場及びヤード用地です。事業内容は、国が行う北総中央農業水利事業の用水路工事に伴い、資材置場及び作業ヤードとして一時的に使用するものです。一時転用期間は、平成27年9月24日から平成28年3月30日までです。

#### 〇三須会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

その他で、事務局からの連絡事項がありましたらお願いいたします。

#### 〇菅沼副主幹

それでは、農地に関する証明の手数料徴収について、ご説明いたします。

お手元に写しと丸をつけた資料を配付いたしましたが、北村市長を本部長とする八街市行 財政改革推進本部から、平成27年1月に示された使用料、手数料に係る受益者負担の適正 化基本方針に基づく見直し結果が通知されました。

この方針は、厳しい行財政状況を鑑み、受益者負担の原則に立ち返り受益者と被受益者の 税負担の公平性、公正性を確保することにあります。当委員会に該当する手数料としては、 農地に関する証明で、主な証明は耕作者証明や農業経営実態証明などがあります。

なお、手数料額につきましては、人件費や1件あたりの原価などを検証した結果、近隣市の徴収額並びに本市市民課等と同額の1件あたり300円を、平成28年4月1日より受益者にご負担いただくものであります。また、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、本年12月定例市議会に上程する予定であります。

## 〇三須会長

ただいま事務局から説明がありました。

何かご意見はございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

#### 〇三須会長

異議がなければ、市の方針に基づく農地に関する証明の手数料を徴収していくということ にします。

ご苦労さまでした。

#### 〇醍醐事務局長

閉会を宣す。(午後4時29分)

## 議事録署名人

議 長

9 番

1 1 番